

諫早市ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領（以下「本要領」という。）は、諫早市ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ策定業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施し、諫早市に最も適したシナリオ等を提案する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

諫早市ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ策定業務

(2) 業務内容

別添「諫早市ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務場所

諫早市東小路町7番1号 諫早市役所 外

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 契約履行期間

契約締結の日から令和6年1月10日（水）

(6) 提案上限額

10,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本プロポーザルにおける提案時の見積額はこの金額を越えてはならない。ただし、この金額は契約時の予定価格とは異なるものであることに留意すること。

(7) 事務局（書類提出先、問い合わせ先等）

担当部署 諫早市地域政策部環境政策課

住所 〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

電話 0957-22-1500（代表）

FAX 0957-22-2579

電子メール kankyouseisaku@city.isahaya.nagasaki.jp

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (3) 令和5年4月1日現在、諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っていること。
- (4) 公告日以降契約締結日までに、本市から指名停止措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基

づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）でないこと。

(6) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

(7) 他者の協力を提案に含む場合、当該事業者が上記（1）から（6）の資格要件の全てを満たしていること。

4 実施日程 ※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

事 項	実施期間又は期日
公告（募集開始日）	令和5年7月19日（水）
参加表明書等提出期限	令和5年7月27日（木）
参加資格審査結果通知	令和5年8月 3日（木）
質問受付期限	令和5年8月10日（木）
質問回答期限	令和5年8月22日（火）
企画提案書等提出期限	令和5年9月 1日（金）
審査（企画提案書説明会）	令和5年9月 予定
審査結果通知	審査後10日以内
契約締結	令和5年9月 予定

5 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は以下の方法により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要調書（様式第2号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年7月27日（木）必着

(4) 提出場所

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号
諫早市地域政策部環境政策課（市役所本庁舎5階）

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにする。

※郵送の場合には、事前に諫早市地域政策部環境政策課に電話連絡を行うこと。

(6) 結果通知

参加資格の審査結果については、参加表明を行った全ての事業者に通知する。

6 質疑

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出書類

ア 質問書（様式第3号）

(2) 提出方法

電子メールに限る。

電子メールアドレス：kankyou_seisaku@city.isahaya.nagasaki.jp

※件名は次のとおりとすること。

【ゼロカーボン_質問】事業者名

※電子メールの到達を電話で確認すること。

電話番号：0957-22-1500（内線3521）

(3) 提出期限

令和5年8月10日（木）

(4) 回答

令和5年8月22日（火）までに、参加資格を有する事業者全員に送信する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 10部

ウ 提案見積書（任意様式） 1部

エ 提案見積内訳書（任意様式） 1部

オ 業務経歴書（様式第5号） 1部

(2) 提出期限

令和5年9月1日（金）

(3) 提出場所

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

諫早市地域政策部環境政策課（市役所本庁舎5階）

(4) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までにする。

ただし、やむを得ない事情により直接来庁できない場合は、郵送での提出受付も検討するので、諫早市地域政策部環境政策課に事前に電話連絡を行うこと。

(5) 企画提案書の構成

提案項目	記載すべき事項
1 計画策定に関する方針	一連のスキームの構築と内容、結果の算出方法。
2 地域の独自性反映の提案	本市の地域性（自然的・経済的・社会的条件など）をどのように計画へ反映させるかの提案。
3 将来像の提案	現時点での本市の将来像、PR方法の提案。
4 スタッフ体制	人数、責任体制、役割分担等。

5 個人情報の取扱い及び管理方法	個人情報の管理方法及び体制。
6 これまでの実績	環境分野に関するこれまでの実績。 他分野についても記載可能。
7 その他	独自の提案や特にアピールしたい事項。

※ 図表を活用するなど明瞭かつ具体的で分かりやすく作成し、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

8 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、審査として書類審査（提案内容評価、価格評価）及びプレゼンテーション審査を行うものとする。選定委員会の構成員は、企画財務部契約管財課、地域政策部環境政策課、経済交流部企業誘致課、建設部建設総務課、上下水道局経営管理課、教育委員会の課長級又は課長補佐級で構成する。（都合により出席できない場合は欠席又は代理出席とする）審査にあたっては、担当事務に即した判断が必要な項目があることも勘案し、主任又は担当者が補助するものとする。以上の審査を経て、選定委員会において、価格評価点を加えた総評価点数に基づき総合的に判断の上、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。

9 審査

資格審査により参加を認めた事業者について、次のとおり審査を行う。

（1）書類審査

ア 審査方法

企画提案書及び提案見積書について、「諫早市ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ策定業務に係るプロポーザル審査・評価要領」に基づき、審査を行う。

（2）プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和5年9月（日時未定）

イ 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する。

ウ プレゼンテーション実施要領

- ・説明時間（デモンストレーション含む。）45分以内、質疑応答15分を目安とし、合計60分以内とする。この時間はあくまでも目安であり、変更もあり得る。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に実施する。
- ・プレゼンテーションに出席できる者は5名以内とし、業務責任者及び担当者を参加させること。
- ・提案内容の説明は、本業務を担当する業務責任者が行うこと。ただし、質疑応答に関しては、この限りではない。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等については、スクリーンは本市が準備する。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機材等は事業者が準備すること。

10 評価項目

評価項目		評価の視点
事業遂行力	会社概要、経営規模	経営規模は妥当か。
	業務実施体制	体制、能力は適切か。
	スケジュール	確実に遂行できるようなスケジュールであるか。
事業の理解度	業務内容の理解度	実施要領・仕様書を理解し的確な提案となっているか。
提案内容の 適格性	計画策定に関する方針・内容等	スキーム及び計画等について具体的かつ実現性があるか。
	独自性の反映	市の現状、課題等を的確にとらえ、特性を踏まえた調査、計画作成ができるか。
	実績	環境に関するこれまでの実績があるか。他分野についても実績があるか。
	将来像の提案	国等の情勢を理解し、内容を深く理解し、具体的な案を持っているか。
	個人情報の取扱い及び管理方法	個人情報の管理体制・方法は適切か。
説得力及び資料調整力	プレゼンテーションの説明能力・資料作成能力	文章、図、表、重要事項が分かりやすく整理されているか。 プレゼンテーションは、理論的で説得力があるか。 質疑応答に対する回答が明確か。
コスト	見積価格	提案に対する価格の妥当性

1.1 選定結果の通知等

本プロポーザルの選定結果は、全ての企画提案参加者に書面により通知するとともに、本市公式ホームページ上で公表する。

1.2 契約締結

- (1) 評価項目ごとの評点の合計が最も高い者（以下、「契約予定者」という。）と契約を締結するものとする。
- (2) なお、次項「1.3 企画提案参加資格の取消し」の規定などにより、契約予定者の参加資格が無いことが明らかとなった時は、次点の者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

1 3 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加表明以降に、本要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (3) 本要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合

1 4 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出は認めない。
- (3) 提出書類作成等、参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、公開請求があった場合でも非公開とする。
- (5) 参加表明以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。この場合において、辞退届には、社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- (6) 辞退により、今後、不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 参加表明を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。なお、評価点が最低基準点に満たない事業者は契約予定者とはならない。
- (8) 参加者が、審査及び選定結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。
- (9) 契約予定者は、企画提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、本市と打ち合わせ協議し、必要に応じ内容の追加、変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。
- (10) 書類の提出又は授受等において、来庁する場合は事前に電話連絡を行うこと。また、来庁時には名刺等事業者との関係が分かるものを提示すること。

1 5 本要領の効力

本要領は、公告の日から適用し、本業務の契約締結をもってその効力を失うものとする。